

5 消安第 5159 号

令和5年12月15日

農業資材審議会長

君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

キノクラミン（ACN）

5 消安第 5160 号
令和 5 年 12 月 15 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

フィプロニル

5 消安第 5161 号
令和 5 年 12 月 15 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

プレチラクロール

5 消安第 5162 号
令和 5 年 12 月 15 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

プロパモカルブ塩酸塩